

平成 29 年 度

名古屋 市 各 会 計 予 算

目 次

(一般会計)

平成29年第 1 号議案	平成29年度名古屋市一般会計予算	1頁
--------------	------------------------	----

(特別会計)

平成29年第 2 号議案	平成29年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	19頁
平成29年第 3 号議案	平成29年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	21頁
平成29年第 4 号議案	平成29年度名古屋市介護保険特別会計予算	23頁
平成29年第 5 号議案	平成29年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	27頁
平成29年第 6 号議案	平成29年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	29頁
平成29年第 7 号議案	平成29年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ..	35頁
平成29年第 8 号議案	平成29年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	37頁
平成29年第 9 号議案	平成29年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	41頁
平成29年第10号議案	平成29年度名古屋市基金特別会計予算	45頁
平成29年第11号議案	平成29年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	51頁
平成29年第12号議案	平成29年度名古屋市公債特別会計予算	55頁

(公営企業会計)

平成29年第13号議案	平成29年度名古屋市病院事業会計予算	59頁
平成29年第14号議案	平成29年度名古屋市水道事業会計予算	65頁
平成29年第15号議案	平成29年度名古屋市工業用水道事業会計予算	69頁
平成29年第16号議案	平成29年度名古屋市下水道事業会計予算	73頁
平成29年第17号議案	平成29年度名古屋市自動車運送事業会計予算	77頁
平成29年第18号議案	平成29年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	81頁

一 般 会 計

平成 29 年度名古屋市一般会計予算

平成 29 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,171,188,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成29年2月22日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		511,062,000
	1 市 民 税	223,699,000
	2 固 定 資 産 税	206,674,000
	3 軽 自 動 車 税	2,364,000
	4 市 た ば こ 税	17,310,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,959,000
	7 都 市 計 画 税	45,055,000
2 地 方 譲 与 税		6,196,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,473,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,153,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	506,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	62,000
3 県 税 交 付 金		124,016,000
	1 利 子 割 交 付 金	652,000
	2 配 当 割 交 付 金	3,002,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,042,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	449,000
	5 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	54,431,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	45,440,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	78,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,415,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,507,000

款	項	金 額 千円
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		8,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	8,000
5 地 方 特 例 交 付 金		1,380,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,380,000
6 地 方 交 付 税		7,000,000
	1 地 方 交 付 税	7,000,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,000,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,000,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		47,498,096
	1 使 用 料	36,312,844
	2 手 数 料	6,132,049
	3 診 療 収 入	2,851,118
	4 介 護 収 入	1,420,270
	5 支 援 収 入	781,815
9 国 庫 支 出 金		197,699,060
	1 負 担 金	167,860,032
	2 補 助 金	29,061,204
	3 委 託 金	777,824
10 県 支 出 金		53,493,182
	1 負 担 金	37,223,601
	2 補 助 金	12,522,484
	3 委 託 金	3,747,097
11 財 産 収 入		6,292,790
	1 財 産 運 用 収 入	1,998,371
	2 財 産 売 払 収 入	4,294,419
12 寄 附 金		289,676
	1 寄 附 金	289,676

款	項	金 額 千円
13 繰 入 金		13,035,670
	1 他 会 計 繰 入 金	13,035,670
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		124,655,525
	1 延滞金、加算金及び過料	255,501
	2 預 金 利 子	8,167
	3 他会計貸付金元利収入	1,013,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	91,082,488
	5 受 託 事 業 収 入	799,615
	6 収 益 事 業 収 入	11,120,158
	7 雑 入	20,376,596
16 市 債		77,562,000
	1 市 債	77,562,000
歳 入 合 計		1,171,188,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,511,384
	1 議 会 費	2,511,384
2 総 務 費		43,505,242
	1 総 務 管 理 費	20,175,883
	2 財 務 管 理 費	5,126,916
	3 選 挙 費	759,904
	4 統 計 調 査 費	234,150
	5 徴 税 費	14,720,034
	6 防 災 危 機 管 理 費	2,488,355
3 健 康 福 祉 費		319,093,303
	1 社 会 福 祉 費	88,510,299
	2 老 人 福 祉 費	58,166,405
	3 生 活 保 護 費	91,346,655
	4 国 民 年 金 費	888,793
	5 国 民 健 康 保 険 費	27,580,110
	6 介 護 保 険 費	28,276,652
	7 公 衆 衛 生 費	9,631,087
	8 環 境 衛 生 費	3,906,477
	9 保 健 所 費	9,927,653
	10 衛 生 研 究 所 費	859,172
4 子 ど も 青 少 年 費		159,766,532
	1 子 ど も 青 少 年 費	159,766,532
5 環 境 費		39,883,614
	1 環 境 保 全 費	5,354,746
	2 環 境 事 業 費	34,528,868
6 市 民 経 済 費		98,626,055

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	2, 232, 650
	2 区 役 所 費	15, 009, 344
	3 産 業 費	80, 150, 988
	4 工 業 研 究 所 費	1, 233, 073
7 観 光 文 化 交 流 費		11, 313, 766
	1 観 光 交 流 費	3, 401, 180
	2 文 化 交 流 費	4, 430, 410
	3 名 古 屋 城 費	3, 482, 176
8 緑 政 土 木 費		65, 161, 647
	1 土 木 管 理 費	8, 018, 310
	2 道 路 橋 り よ う 費	22, 029, 525
	3 街 路 費	8, 308, 962
	4 治 水 費	7, 033, 274
	5 緑 政 費	18, 209, 591
	6 農 政 費	1, 561, 985
9 住 宅 都 市 費		47, 323, 370
	1 都 市 計 画 費	19, 751, 993
	2 住 宅 費	27, 571, 377
10 消 防 費		27, 829, 579
	1 消 防 費	27, 829, 579
11 教 育 費		170, 553, 271
	1 教 育 総 務 費	10, 988, 085
	2 小 学 校 費	76, 631, 425
	3 中 学 校 費	39, 112, 660
	4 高 等 学 校 費	11, 098, 917
	5 幼 稚 園 費	1, 827, 863
	6 特 別 支 援 学 校 費	5, 318, 317

款	項	金 額 千円
	7 大 学 費	7,843,446
	8 私 学 振 興 費	3,898,682
	9 生 涯 学 習 費	8,386,538
	10 体 育 費	5,447,338
12 公 債 費		129,298,484
	1 公 債 費	129,298,484
13 諸 支 出 金		56,221,753
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	56,221,753
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,171,188,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
8 緑 政 土 木 費	1 土 木 管 理 費	道路の復旧	30,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路・橋りよの整備	800,000
	3 街 路 費	街路の整備	1,300,000
	4 治 水 費	河川・排水路の整備	900,000
	5 緑 政 費	公園の整備	300,000
9 住 宅 都 市 費	1 都 市 計 画 費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住 宅 費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所本庁舎のエレベーター更新工事	平成30年度	326, 000
市役所東庁舎非常用発電機の整備	平成30年度	149, 000
市役所西庁舎非常用発電機の整備	平成30年度	505, 000
市政資料館の空調設備改修工事	平成30年度	39, 000
総合社会福祉会館の電気設備改修工事	平成30年度	43, 000
養護老人ホーム寿楽荘の空調設備改修工事	平成30年度 から 平成31年度 まで	86, 000
鯉城学園の空調設備改修工事	平成30年度	12, 000
北保健所の電気設備改修工事	平成30年度	17, 000
中保健所のエレベーター更新工事	平成30年度	15, 000
守山保健所の外壁改修工事	平成30年度	9, 000
衛生研究所の移転改築	平成30年度 から 平成31年度 まで	3, 829, 000
母子生活支援施設にじが丘荘移転改築 の設計	平成30年度	15, 000
環境学習センターの映像設備等改修工 事	平成30年度	98, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
環境学習センターの空調設備改修工事	平成30年度	3, 000
富田工場管理棟等改修の設計	平成30年度	41, 000
南陽工場設備更新に係る環境影響評価 配慮書等作成業務委託	平成30年度	1, 000
五条川工場の灰出し設備改修等工事	平成30年度 から 平成31年度 まで	1, 507, 000
なごや人権啓発センターの空調設備改 修工事	平成30年度	3, 000
区役所非常用発電機の整備	平成30年度	603, 000
中区役所講堂の天井等落下防止対策工 事	平成30年度	245, 000
北区役所の電気設備改修工事	平成30年度	70, 000
中区役所講堂の舞台設備改修工事	平成30年度	50, 000
中区役所のエレベーター更新工事	平成30年度	56, 000
瑞穂区役所のエレベーター更新工事	平成30年度	96, 000
守山区役所の外壁改修工事	平成30年度	25, 000
川中コミュニティセンターの建設	平成30年度	75, 000
松原コミュニティセンターの建設	平成30年度	80, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
守山会館の屋根防水改修工事	平成30年度	14, 000
消費生活センターの空調設備改修工事	平成30年度	5, 000
公館のエレベーター更新工事	平成30年度	199, 000
国際展示場の連絡通路改修等工事	平成30年度	219, 000
国際会議場屋根付歩廊の整備	平成30年度	340, 000
市民会館の自動火災報知設備更新工事	平成30年度	120, 000
芸術創造センターのエレベーター更新工事	平成30年度	67, 000
文化小劇場の天井等落下防止対策工事	平成30年度	343, 000
中村文化小劇場の屋根防水改修工事	平成30年度	26, 000
南文化小劇場のエレベーター更新工事	平成30年度	50, 000
南文化小劇場の外壁改修工事	平成30年度	23, 000
市民ギャラリー栄のエレベーター更新工事	平成30年度	20, 000
東山荘の耐震等改修工事	平成30年度	56, 000
市民御岳休暇村セントラル・ロッジのエレベーター更新工事	平成30年度	39, 000
名古屋城の石垣修復工事	平成30年度 から 平成32年度 まで	520, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の建設	平成30年度	578,000
舗装道の補修	平成30年度	600,000
道路照明の賃借	平成30年度 から 平成39年度 まで	2,607,000
側溝改良	平成30年度	100,000
運河橋の改築	平成30年度	300,000
交通安全施設の整備	平成30年度	150,000
開橋の改築	平成30年度	340,000
正江橋の建設	平成30年度	600,000
中川橋の改築	平成30年度	100,000
鶴田ポンプ所のポンプ設備更新工事	平成30年度	30,000
排水施設整備	平成30年度	100,000
庄内緑地グリーンプラザの電気設備更新工事	平成30年度	10,000
栄バスターミナル噴水南のりばの移転整備	平成30年度	164,000
市営住宅の建設	平成30年度 から 平成31年度 まで	3,348,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中消防署の空調設備改修工事	平成30年度	22, 000
小学校新設の設計	平成30年度	39, 000
小学校の空調設備改修工事	平成30年度	746, 000
小学校校舎の賃借	平成30年度 から 平成34年度 まで	150, 000
中学校の空調設備改修工事	平成30年度	205, 000
歴史の里展示収蔵施設の工事監理支援 業務委託	平成30年度	9, 000
港生涯学習センターの空調設備改修工 事	平成30年度	56, 000
中村図書館の屋根防水改修工事	平成30年度	14, 000
南図書館のエレベーター更新工事	平成30年度	33, 000
南図書館の外壁改修工事	平成30年度	15, 000
博物館の非常用発電機更新工事	平成30年度	189, 000
博物館の消火設備改修工事	平成30年度	10, 000
秀吉清正記念館の屋根防水改修工事	平成30年度	7, 000
総合体育館レインボーホールの空調設 備改修工事	平成30年度 から 平成31年度 まで	396, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
総合体育館レインボープールの空調設備等改修工事	平成30年度	421, 000
瑞穂公園レクリエーション広場の改修工事	平成30年度	139, 000
稲永スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	平成30年度	281, 000
天白スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	平成30年度	245, 000
稲永スポーツセンターの窓ガラス飛散防止対策工事	平成30年度	25, 000
天白スポーツセンターの空調設備改修工事	平成30年度	29, 000
緑スポーツセンターの空調設備改修工事	平成30年度	224, 000
中村スポーツセンターの空調設備改修工事	平成30年度	21, 000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成35年度 まで	31,000,000 外に利息相当額	平成29年度 から 平成35年度 まで	23,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 61,000千円を限度として補償する。	平成29年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 18,000千円を限度として補償する。
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 271,000千円を限度として補償する。	平成29年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 199,000千円を限度として補償する。
都市計画道路守山本通線及び一般国道302号・名古屋鉄道瀬戸線立体交差化工事 (平成24年第1号議決)	平成18年度 から 平成31年度 まで	10,254,000	平成30年度 から 平成35年度 まで	8,241,000
東海旅客鉄道東海道本線山崎川橋りょうの改築 (平成27年第1号議決)	平成28年度 から 平成30年度 まで	1,462,000	平成30年度 から 平成32年度 まで	1,167,000
名古屋まちづくり公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 493,660千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成29年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 281,140千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度から 平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 710千円を限度として補償する。	平成29年度から 平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 660千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度から 平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,439,368千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成29年度から 平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,083,972千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成28年第1号議決)	平成28年度から 平成49年度まで	271,628,000 外に利息相当額	平成29年度から 平成50年度まで	280,471,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成28年第1号議決)	平成28年度から 平成48年度まで	81,088,000	平成29年度から 平成49年度まで	71,225,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度から 平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,445,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成29年度から 平成36年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,275,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	742,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	574,000			
社会福祉施設整備費	67,000			
老人福祉施設整備費	1,155,000			
公衆衛生施設整備費	25,000			
霊園斎場整備費	29,000			
保健所整備費	517,000			
衛生研究所整備費	293,000			
子ども青少年施設整備費	1,396,000			
環境保全施設整備費	79,000			
廃棄物処理施設整備費	2,281,000			
市民活動施設整備費	1,000			
区役所整備費	595,000			
地域振興施設整備費	171,000			
産業施設整備費	2,000			
工業研究所整備費	27,000			
観光交流施設整備費	228,000			
文化交流施設整備費	518,000			
名古屋城整備費	142,000			
公共土木事業費	21,645,000			
公園緑地整備費	4,652,000			
農業振興施設整備費	99,000			
住宅建設費	3,594,000			
消防施設整備費	905,000			
教育センター整備費	107,000			
義務教育施設整備費	1,377,000			
生涯学習施設整備費	968,000			
体育施設整備費	1,486,000			
高速道路建設資金貸付金	297,000			
高速道路事業出資金	114,000			
市立大学施設整備補助金	28,000			
市立大学施設整備資金貸付金	449,000			
病院事業出資金	279,000			
高速度鉄道事業補助金	569,000			
高速度鉄道事業出資金	2,151,000			
臨時財政対策債	30,000,000			
計	77,562,000			

特 別 会 計

平成 29 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 29 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 250,168,171 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		222,588,060
	1 保 険 料	50,287,743
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	44,924,711
	4 療 養 給 付 費 交 付 金	1,963,122
	5 前 期 高 齢 者 交 付 金	49,251,830
	6 県 支 出 金	12,118,881
	7 共 同 事 業 交 付 金	63,605,043
	8 諸 収 入	436,729
2 繰 入 金		27,580,110
	1 他 会 計 繰 入 金	27,580,110
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		250,168,171

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		250,148,171
	1 事 業 費	250,148,171
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		250,168,171

平成 29 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 29 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 52,596,911 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		26,139,249
	1 保険料	25,394,075
	2 手数料	1
	3 諸収入	745,173
2 繰入金		26,457,661
	1 他会計繰入金	26,457,661
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		52,596,911

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		52,576,911
	1 事業費	52,576,911
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		52,596,911

平成 29 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 29 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 188,337,139 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		157,707,239
	1 保 険 料	39,660,437
	2 手 数 料	18,141
	3 国 庫 支 出 金	41,728,594
	4 支 払 基 金 交 付 金	50,209,304
	5 県 支 出 金	26,081,148
	6 諸 収 入	9,615
2 繰 入 金		30,327,369
	1 他 会 計 繰 入 金	30,327,369
3 繰 越 金		302,531
	1 繰 越 金	302,531
歳 入 合 計		188,337,139

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		188,317,139
	1 事 業 費	188,014,609
	2 他 会 計 繰 出 金	302,530
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		188,337,139

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定に係る事務の委託	平成30年度 から 平成34年度 まで	1,780,000

平成 29 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 29 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,371,236 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		799,236
	1 事 業 収 入	799,236
2 繰 入 金		153,000
	1 他 会 計 繰 入 金	153,000
3 繰 越 金		113,000
	1 繰 越 金	113,000
4 市 債		306,000
	1 市 債	306,000
歳 入 合 計		1,371,236

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,371,236
	1 事 業 費	1,371,236
歳 出 合 計		1,371,236

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	306,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 29 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 29 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,598,474 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		3,992,768
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,686,907
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	363,853
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	484,932
	6 市 債	457,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,605,706
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	495,934
	2 繰 入 金	2,189,778
	3 繰 越 金	1
	4 諸 収 入	880,993
	5 市 債	39,000
歳 入	合 計	7,598,474

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		3, 992, 768
	1 事 業 費	2, 097, 555
	2 整 備 費	525, 350
	3 他 会 計 繰 出 金	1, 369, 763
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3, 605, 706
	1 市 場 費	1, 772, 104
	2 と 畜 場 費	943, 538
	3 他 会 計 繰 出 金	889, 964
	4 予 備 費	100
歳 出	合 計	7, 598, 474

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果仲卸棟等の消火設備改修工事	平成30年度	321,000
北部市場水産棟積込所の有蓋化整備	平成30年度	372,000
北部市場冷蔵庫棟の電気設備改修工事	平成30年度	105,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成28年第6号議決)	平成28年度 から 平成31年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成29年度 から 平成32年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	457,000 39,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
計	496,000			

平成 29 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 29 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 450,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 繰 入 金		225,000
	1 他 会 計 繰 入 金	225,000
2 市 債		225,000
	1 市 債	225,000
歳 入 合 計		450,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		450,000
	1 事 業 費	450,000
歳 出 合 計		450,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	225,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 29 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 29 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 643,596 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		191,213
	1 国庫支出金	59,444
	2 諸収入	131,769
2 繰入金		386,383
	1 他会計繰入金	386,383
3 市債		66,000
	1 市債	66,000
歳 入 合 計		643,596

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		643,596
	1 事業費	278,509
	2 他会計繰出金	365,087
歳 出 合 計		643,596

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	66,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 29 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 29 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,350,269 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		671,179
	1 使 用 料	337,680
	2 他 会 計 繰 入 金	333,499
2 公 園 整 備 事 業 収 入		679,090
	1 他 会 計 繰 入 金	314,090
	2 市 債	365,000
歳 入	合 計	1,350,269

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		671,179
	1 事 業 費	332,232
	2 他 会 計 繰 出 金	338,947
2 公 園 整 備 事 業 費		679,090
	1 事 業 費	508,130
	2 他 会 計 繰 出 金	170,960
歳 出	合 計	1,350,269

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成19年第10号議決)	平成20年度 から 平成29年度 まで	100,000 外に利息等相当額	平成30年度 から 平成35年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	365,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 29 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 29 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95,178,748 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		218,865
	1 基 金 収 入	307
	2 繰 入 金	205,708
	3 基 金 積 戻 金	12,849
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		630,902
	1 基 金 収 入	4,994
	2 繰 入 金	275,963
	3 基 金 積 戻 金	349,944
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,051
	1 基 金 収 入	50
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		749,775
	1 基 金 収 入	2,692
	2 繰 入 金	78,000
	3 基 金 積 戻 金	669,082
	4 繰 越 金	1
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		50,635
	1 基 金 収 入	1,285
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	46,349
	4 繰 越 金	1
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金 収 入		8,110

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	2,720
	2 繰 入 金	2,000
	3 基 金 積 戻 金	3,389
	4 繰 越 金	1
7 大規模施設整備積立 基金 収 入		1,849,121
	1 基 金 収 入	2,934
	2 繰 入 金	43,649
	3 基 金 積 戻 金	1,802,537
	4 繰 越 金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金 収 入		54
	1 基 金 収 入	53
	2 繰 越 金	1
9 環境保全基金収入		66,801
	1 基 金 収 入	1,000
	2 繰 入 金	1,000
	3 基 金 積 戻 金	64,800
	4 繰 越 金	1
10 中区役所等管理基金収入		70,533
	1 基 金 収 入	1,176
	2 基 金 積 戻 金	69,356
	3 繰 越 金	1
11 介護給付費準備基金収入		2,356,654
	1 基 金 収 入	3,406
	2 繰 入 金	302,530
	3 基 金 積 戻 金	2,050,717
	4 繰 越 金	1
12 震災対策事業基金収入		672,328

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	3, 829
	2 繰 入 金	1, 000
	3 基 金 積 戻 金	667, 498
	4 繰 越 金	1
13 区まちづくり基金収入		28, 853
	1 基 金 収 入	20
	2 繰 入 金	24, 000
	3 基 金 積 戻 金	4, 832
	4 繰 越 金	1
14 公債償還基金収入		88, 429, 921
	1 基 金 収 入	746, 032
	2 繰 入 金	46, 905, 920
	3 基 金 積 戻 金	40, 777, 968
	4 繰 越 金	1
15 財政調整基金収入		41, 145
	1 基 金 収 入	41, 144
	2 繰 越 金	1
歳 入 合 計		95, 178, 748

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		218,865
	1 他 会 計 繰 出 金	13,157
	2 積 立 金	205,708
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		630,902
	1 他 会 計 繰 出 金	354,939
	2 積 立 金	275,963
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,051
	1 積 立 金	5,051
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		749,775
	1 他 会 計 繰 出 金	669,082
	2 積 立 金	80,693
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		50,635
	1 他 会 計 繰 出 金	47,635
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		8,110
	1 他 会 計 繰 出 金	6,110
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		1,849,121
	1 他 会 計 繰 出 金	1,802,537
	2 積 立 金	46,584
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		54
	1 積 立 金	54
9 環 境 保 全 基 金		66,801
	1 他 会 計 繰 出 金	65,801
	2 積 立 金	1,000
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		70,533

款	項	金 額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	70,533
11 介 護 給 付 費 準 備 基 金		2,356,654
	1 他 会 計 繰 出 金	2,050,717
	2 積 立 金	305,937
12 震 災 対 策 事 業 基 金		672,328
	1 他 会 計 繰 出 金	667,498
	2 積 立 金	4,830
13 区 ま ち づ く り 基 金		28,853
	1 他 会 計 繰 出 金	4,832
	2 積 立 金	24,021
14 公 債 償 還 基 金		88,429,921
	1 他 会 計 繰 出 金	40,777,968
	2 積 立 金	47,651,953
15 財 政 調 整 基 金		41,145
	1 積 立 金	41,145
歳 出 合 計		95,178,748

平成 29 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 29 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,390,115 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 20 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		10,595,139
	1 繰 入 金	4,651,372
	2 振 替 収 入	5,118,767
	3 市 債	825,000
2 都市開発用地取得資金収入		1,794,975
	1 繰 入 金	756,052
	2 振 替 収 入	740,923
	3 市 債	298,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		12,390,115

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		10,594,940
	1 取 得 費	825,293
	2 他 会 計 繰 出 金	9,769,647
2 都市開発用地取得費		1,794,975
	1 取 得 費	300,000
	2 他 会 計 繰 出 金	1,494,975
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		12,390,115

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	825,000 298,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,123,000			

平成 29 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 29 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 469,276,679 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		194,065,000
	1 公 債	194,065,000
2 繰 入 金		275,171,677
	1 他 会 計 繰 入 金	275,171,677
3 繰 越 金		40,000
	1 繰 越 金	40,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		469,276,679

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		123,305,000
	1 起 債 額 繰 出	123,305,000
2 公 債 費		345,971,679
	1 公 債 償 還 金	298,305,260
	2 公 債 事 務 費	784,499
	3 他 会 計 繰 出 金	46,881,920
歳 出 合 計		469,276,679

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	70,760,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

平成 29 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	156,950 人 (1 日 430 人)	229,360 人 (1 日 940 人)
西部医療センター	164,250 人 (1 日 450 人)	287,920 人 (1 日 1,180 人)
緑 市 民 病 院	62,050 人 (1 日 170 人)	79,650 人 (1 日 270 人)
計	383,250 人 (1 日 1,050 人)	596,930 人 (1 日 2,390 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター病棟の改築

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	15,321,427
第 1 項	医 業 収 益	13,466,491
第 2 項	医 業 外 収 益	1,853,936
第 3 項	特 別 利 益	1,000
第 2 款	西部医療センター収益	18,205,792
第 1 項	医 業 収 益	15,855,307
第 2 項	医 業 外 収 益	2,348,485
第 3 項	特 別 利 益	2,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	361,772
第 1 項	医 業 収 益	11,044

		千円
第 2 項	医 業 外 収 益	349,728
第 3 項	特 別 利 益	1,000
収 入	合 計	33,888,991

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	16,175,248
第 1 項	医 業 費 用	16,067,797
第 2 項	医 業 外 費 用	102,451
第 3 項	特 別 損 失	5,000
第 2 款	西部医療センター費	18,048,424
第 1 項	医 業 費 用	17,607,323
第 2 項	医 業 外 費 用	435,101
第 3 項	特 別 損 失	6,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	504,207
第 1 項	医 業 費 用	484,374
第 2 項	医 業 外 費 用	18,833
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	34,728,879

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,688,505 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	1,662,125
第 1 項	企 業 債	837,000
第 2 項	出 資 金	279,000

		千円
第 3 項	一般会計補助金	541,123
第 4 項	基金収入	2
第 5 項	その他資本収入	5,000
第 2 款	西部医療センター資本収入	2,617,979
第 1 項	企業債	2,125,000
第 2 項	一般会計補助金	477,975
第 3 項	基金収入	4
第 4 項	その他資本収入	15,000
第 3 款	緑市民病院資本収入	221,273
第 1 項	企業債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	121,273
収 入	合 計	4,501,377

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	2,179,414
第 1 項	建設改良費	1,200,166
第 2 項	償還金	944,246
第 3 項	投資	35,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	3,717,399
第 1 項	建設改良費	2,260,152
第 2 項	償還金	1,417,243
第 3 項	投資	40,004
第 3 款	緑市民病院資本支出	293,069
第 1 項	建設改良費	100,000
第 2 項	償還金	193,069
支 出	合 計	6,189,882

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター整備支 援業務委託	平成 30 年度から平成 31 年度まで	19,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限 度 額	3,062,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、776,187 千円、79,832 千円、27,400 千円及び 55,398 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,047,087 千円及び 1,140,371 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、279,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,600,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	病院情報システム	1 式

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 29 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 278,495,000 立方メートル

(1 日 763,000 立方メートル)

給水戸数 1,293,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 第4次水道基幹施設整備及び第4次配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款	水道事業収益	49,641,954
-------	--------	------------

第 1 項	營 業 收 益	48,483,959
-------	---------	------------

第 2 項	營 業 外 收 益	1,032,806
-------	-----------	-----------

第 3 項 特 別 利 益	125,189
---------------	---------

支出

千円

第 1 款	水 道 経 営 費	49,406,954
-------	-----------	------------

第 1 項	營 業 費 用	42,287,936
-------	---------	------------

第 2 項 營 業 外 費 用 7,059,018

第 3 項	特 別 損 失	50,000
-------	---------	--------

第 4 項	予	備	費	10,000
-------	---	---	---	--------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,902,180千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,794,447
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	139,000
第3項	県補助金	278,459
第4項	他会計貸付金返還金	134,855
第5項	基金収入	3,197
第6項	基金繰入金	26,841
第7項	その他資本収入	1,712,095

支 出		千円
第1款	資本的支出	26,696,627
第1項	建設改良費	19,371,785
第2項	償還金	7,321,645
第3項	投資	3,197

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成30年度から平成32年度まで	9,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 第4次水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,500,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、52,426 千円、107,581 千円及び 66,554 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、139,000 千円である。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 29 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[illegible]

事業所数 116 力所

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	工業用水道事業収益	1,001,800
第 1 項	営 業 収 益	875,960
第 2 項	営 業 外 収 益	125,340
第 3 項	特 別 利 益	500

		支	出	
				千円
第 1 款	工業用水道経営費			996,800
第 1 項	営業費用			918,869
第 2 項	営業外費用			76,431
第 3 項	特別損失			500
第 4 項	予備費			1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額561,510千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,286
第1項	出資金	2,486
第2項	その他資本収入	10,800

支 出		千円
第1款	資本的支出	574,796
第1項	建設改良費	439,941
第2項	他会計借入金返還金	134,855

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成30年度	100,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、
320 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,486 千円である。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

平成 29 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,020 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間432,817,000 立方メートル
(1日 1,185,800 立方メートル)
水洗便所の改造 1,200 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	74,571,527
第 1 項	営業収益	69,125,657
第 2 項	営業外収益	5,440,870
第 3 項	特別利益	5,000
支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	72,918,527
第 1 項	営業費用	63,087,166
第 2 項	営業外費用	9,791,361
第 3 項	特別損失	30,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,932,924 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 7,911 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	27,024,913
第1項	企 業 債	18,000,000
第2項	国 庫 補 助 金	8,013,650
第3項	そ の 他 資 本 収 入	969,952
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	41,311

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	65,949,926
第1項	建 設 改 良 費	38,077,771
第2項	償 還 金	27,838,755
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	33,400

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	平成 30 年度から平成 33 年度まで	40,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限 度 額	18,012,000 千円		
	下 水 道 事 業 建 設 費	18,000,000 千円	

	水洗便所改造資金貸付金	12,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、31,337,380 千円、3,403,667 千円、39,976 千円、90,876 千円、30,000 千円、20,000 千円及び 65,907 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,155 千円である。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 29 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----|-----------|------------------|------|-------------------|
| (1) | 経営計画 | 最多運転車両数 | 1日 | 904 両 |
| | | 運 転 キ ロ | 年間 | 36,025,500 キロメートル |
| | | | (1日) | 98,700 キロメートル) |
| | | 乗 車 人 員 | 年間 | 126,326,500 人 |
| | | | (1日) | 346,100 人) |
| (2) | 主要な建設改良事業 | 乗合自動車購入及び停留所施設整備 | | |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
		千円		
第 1 款	自動車運送事業収益			25,781,186
第 1 項	営 業 収 益			21,798,955
第 2 項	営 業 外 収 益			3,796,521
第 3 項	特 別 利 益			185,710

		支 出	千円
第 1 款	自動車運送事業費		24,657,440
第 1 項	営 業 費 用		24,226,317
第 2 項	営 業 外 費 用		421,123
第 3 項	予 備 費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,472,007千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	2,547,805
第1項	企業債	1,468,000
第2項	出資金	1,000,000
第3項	その他資本収入	79,805

支 出		千円
第1款	資本的支出	4,019,812
第1項	建設改良費	1,596,949
第2項	企業債償還金	412,863
第3項	借入金返還金	2,000,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業所の整備	平成30年度	280,000千円
停留所施設の整備	平成30年度	164,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	1,468,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行

利 率 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、129,362千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、944,286千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,067,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、356,929千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、184,358千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000 千円である。

2 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,700,000 千円と定める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 29 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	674 両 (116 編成)
	運 転 キ ロ	年間	69,240,500 キロメートル
		(1 日	189,700 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	478,478,500 人
		(1 日	1,310,900 人)

(2) 主要な建設改良事業 車両購入及び駅施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 8,884,020 千円の財源の一部にあてるため、企業債（資本費負担緩和分）2,328,000 千円を借り入れる。

收入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	100,744,363
第 1 項	営 業 収 益	88,358,704
第 2 項	営 業 外 収 益	12,046,325
第 3 項	特 別 利 益	339,334

支出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	86,161,227
第 1 項	營業費用	73,418,202

千円

第 2 項	営 業 外 費 用	12,733,025
第 3 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 2,723,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 43,287,458 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	20,393,375
第 1 項	企 業 債	14,792,000
第 2 項	出 資 金	2,151,000
第 3 項	貸 付 金 返 還 金	1,000,000
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,550,260
第 5 項	国 庫 補 助 金	621,818
第 6 項	県 補 助 金	30,000
第 7 項	そ の 他 資 本 収 入	248,297

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	60,957,833
第 1 項	建 設 改 良 費	12,990,940
第 2 項	企 業 債 償 還 金	47,456,893
第 3 項	出 資 金	500,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 30 年度から平成 32 年度まで	10,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため	
限 度 額	17,120,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費	9,328,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 資 本 費 平 準 化 債	2,741,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	2,723,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	2,328,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、36,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、

212,409 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、6,894,000 千円及び 267,592 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、746,381 千円である。

3 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,747,339 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,151,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

